

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

経営者集中簡易事件の申告に関する指導意見（試行）
（2014年4月18日商務部反独占局のウェブサイトに掲載）

経営者の申告の便宜のため、商務部反独占局は、「中華人民共和国独占禁止法」及び商務部の「経営者集中簡易事件の適用基準に関する暫定規定」（以下「規定」という。）等の規定に基づき、本指導意見（試行）を制定し、経営者が経営者集中簡易事件を申告する際の参考に供する。

第1条 正式に申告する前に、経営者は、申告しようとする取引が簡易事件基準に適合するか否か等の問題について、反独占局に対して相談を申請することができる。相談の申請は、書面により、ファックス、郵便又は手交等の方式によって提出しなければならない。

相談は、経営者集中簡易事件申告の必須手続ではなく、経営者は、相談を申請するか否か自ら決定する。

第2条 簡易事件基準に適合する経営者集中について、申告者は、簡易事件としての申告を申請することができる。申告者が申請しない場合には、非簡易事件として申告しなければならない。

第3条 申告の文書及び資料には以下の内容を含む。

(一) 申告書。申告書には、集中に参加する経営者の名称、住所、経営範囲及び集中を実施する予定の日付を明記しなければならない。申告者の身分証明又は登録登記証明について、国外申告者は、当地の関係機関が発行する公証及び認証文書を提出しなければならない。申告を代理人にまとめて委託する場合には、申告者の署名を経た授權委託書を提出しなければならない。

(二) 集中による関連市場の競争状況に対する影響の説明。これには、集中取引の概要、関連市場の画定、集中に参加する経営者の関連市場における市場シェア、主要競争者及びその市場シェア並びに集中による関連市場の競争状況に対する影響の効果評価及び根拠等を含む。

(三) 集中合意。これには、合意書、契約及び相応する補充文書等の各種形式の集中合意文書を含む。

(四) 集中に参加する経営者の、会計士事務所の会計監査を経た前会計年度の財務会計報告

(五) 反独占局が提出を要求するその他の文書・資料

第4条 申告者は、「経営者集中反独占審査申告表」の申告用クライアントソフトにより、「経営者集中簡易事件反独占審査申告表」（附属文書一参照）の記入・提出を選択し、申告文書・資料を編集することができる。当該申告用クライアントソフトは、商務部反独占局のウェブサイト（<http://fldj.mofcom.gov.cn>）からダウンロードすることができる。

第5条 申告者は、商務部行政事務サービスセンターを通じて、反独占局に対して申告文書及び資料を提出しなければならない。

行政事務サービスセンターは、申告文書及び資料を受領した後、「経営者集中反独占申告情報登記表」を発行する。但し、登記表は、申告文書及び資料が「独占禁止法」第23条に定める要求に合致することを示すものではない。

第6条 申告者は、申告文書・資料の公開版及び秘密保持版を同時に提出しなければならない。申告者は、申告文書・資料における商業秘密について表示を行わなければならない。

第7条 申告資料の審査の結果、簡易事件基準に適合する経営者集中について、反独占局は、簡易事件として立件する。簡易事件基準に適合しない経営者集中について、申告者は、非簡易事件として改めて申告しなければならない。

申告者が提出する文書及び資料がそろわない、完全でない、又は正確でない場合には、反独占局が規定する期限内に、補充し、修正し、明白にし、又は説明しなければならない。

第8条 申告者は、申告時に、「経営者集中簡易事件公示表」（以下「公示表」という。附属文書二参照）を記入・提出しなければならない。

簡易事件の立件後、反独占局は、申告者の「公示表」について、商務部反独占局のウェブサイト（<http://fldj.mofcom.gov.cn>）において公示し、公示期間は10日とする。

第9条 公示期間内において、何れの単位及び個人（第三者）も、当該事件が簡易事件であると認定されるべきか否かについて、反独占局に対して書面で意見を提出することができる。第三者は、公示事件が簡易事件であると認定されるべきでないと思料する場合には、公示期間内に反独占局に対して異議を提出し、かつ、関連証拠及び連絡方法を提供しなければならない。

反独占局は、第三者の意見及び証拠について照合確認を行わなければならない。連絡方法を提供しない、又は虚偽の連絡方法を提供することによって、意見及び証拠を照合確認ができなくなった場合には、反独占局は、当該意見及び証拠を採用・信用しない。

反独占局は、審査時に「規定」に基づき簡易事件であると認定されるべきでないことを発見した場合には、簡易事件の認定を取り消し、かつ、非簡易事件として改めて申告するよう申告者に要求しなければならない。

第10条 反独占局は、立件前に簡易案件の申請を却下するつもりである場合又は立件後に簡易案件の認定を取り消すつもりである場合には、申告者の意見を聴取し、かつ、当該申告者が提出した事実、理由及び証拠について照合確認を行わなければならない。

第11条 申告者が重要な状況を隠匿し、又は虚偽の資料若しくは誤解を招く情報を提供した場合には、反独占局は、申告者が非簡易事件として改めて申告するように命じ、かつ、「独占禁止法」第52条の規定に基づいて、関連経営者及び個人の法的責任を追及することができる。

附属文書一：経営者集中簡易事件反独占審査申告表

附属文書二：「経営者集中簡易事件公示表」

（法令原文名称：关于经营者集中简易案件申报的指导意见（试行））